一　解除に係る保安林の所在場所　長野県上田市真田町傍陽傍陽山一五一八の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年八月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　茨城県北茨城市関本町小川字和尚山七の一・関本町才丸字才丸山一の一（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び北茨城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(1)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(2)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百六十四号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十七年八月十七日

経済産業大臣　宮沢　洋一

工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関

一　登録認証機関の名称　韓國標準協会
二　登録更新年月日　平成二十六年十二月五日
三　登録認証機関の所在地　大韓民国ソウル特別市江南區テヘラン路３０５
四　登録の区分　A（土木及び建築）、B（一般機械）、C（電子機器及び電気機械）、D（自動車）、E（鉄道）、G（鉄鋼）、H（非鉄金属）、K（化学）、R（窯業）、S（日用品）、T（医療安全用具）、Z（その他）
五　認証を行う事務所の名称及び所在地
韓國標準協会
大韓民国ソウル特別市江南區テヘラン路３０５

○国土交通省告示第九百四十二号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十七年八月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＴＡ	142283	ＫＵＲＥ　ＭＡＲＵ	平成27. 5. 22
７ＪＴＫ	142312	第拾五号大盛丸	27. 5. 26
７ＪＵＪ	142418	ＡＳＴＲＡＬ　ＡＣＥ	27. 5. 20
７ＪＵＭ	142428	ＬＹＲＡ　ＬＥＡＤＥＲ	27. 5. 26
ＪＤ3818	142365	青特丸	27. 5. 20
ＪＤ3836	142390	第一輪島丸	27. 5. 27
ＪＤ3852	142409	つるが	27. 5. 25
ＪＤ3854	142412	伸和丸	27. 5. 13
ＪＤ3860	142419	第八大伸丸	27. 5. 21
ＪＤ3867	142432	第二天栄	27. 5. 19
ＪＤ3868	142439	第八弘陽丸	27. 5. 27

○国土交通省告示第九百四十三号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十七年八月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
７ＪＨＴ	141310	ＯＮＯＥ	平成27. 5. 1
７ＫＵＡ	131007	鹿島丸	27. 5. 11
ＪＢＰＩ	129736	第七十三住吉丸	27. 5. 11
ＪＤＸＵ	135428	第一新潮丸	27. 5. 28
ＪＱＧＬ	132264	第六十二千福丸	27. 5. 27
ＪＱＲＪ	133314	第七十八昭福丸	27. 5. 22
ＪＤ2181	140251	スーパーライナーはやて	27. 5. 1
ＪＥ2794	128174	第三十一御嶽丸	27. 5. 1
ＪＦ2159	120115	こがね丸	27. 5. 14
ＪＧ4897	131199	愛翼丸	27. 5. 1
ＪＧ5026	132806	第十一豊栄丸	27. 5. 8
ＪＧ5148	133720	大隅丸	27. 5. 27
ＪＧ5256	134003	第八宝松丸	27. 5. 29
ＪＧ5486	135853	つるが	27. 5. 29
ＪＨ2386	109992	大徳丸	27. 5. 21
ＪＨ2926	124361	第十一漁明丸	27. 5. 1
ＪＨ3031	127592	第二蛸島丸	27. 5. 29
ＪＨ3177	130070	武陽丸	27. 5. 1
ＪＩ3459	131709	すずか	27. 5. 8
ＪＪ3912	132447	フェリーせっつ	27. 5. 7
ＪＪ3920	134234	フェリーすおう	27. 5. 7
ＪＫ4872	130945	第二十五冨美丸	27. 5. 18
ＪＫ4895	131005	大丸	27. 5. 11
ＪＫ4948	131071	大元丸	27. 5. 12
ＪＫ5057	132467	八伸星	27. 5. 18
ＪＫ5619	136184	新宝吉丸	27. 5. 25
ＪＬ5627	129899	第五十一正栄丸	27. 5. 27
ＪＬ5876	131445	興和丸	27. 5. 27
ＪＬ5909	130664	たていし	27. 5. 28
ＪＬ6179	133922	菱峰丸	27. 5. 21
ＪＬ6334	135111	なおしまⅡ	27. 5. 21
ＪＭ5319	127036	第十二両合丸	27. 5. 29
ＪＭ5697	130337	第十八和丸	27. 5. 29
ＪＭ5797	130456	第一輪島丸	27. 5. 28
ＪＭ6374	134498	萬栄	27. 5. 7

○国土交通省告示第九百四十四号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年八月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	日付	船舶番号	船名
3799	平成10. 1. 22	133314	第七十八昭福丸
A1016101	22. 1. 15	135042	六和丸
A1218130 42	24. 12. 26	135168	第八金刀比羅丸

○国土交通省告示第九百四十五号

小型船舶検査機構に関する省令（昭和四十八年運輸省令第五十一号）第十一条第二項の規定に基づき、日本小型船舶検査機構から小型船舶検査事務等を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年八月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

日本小型船舶検査機構から小型船舶検査事務等を行う事務所の所在地の変更の届出があった件

一　所在地を変更しようとする事務所の名称及び所在地
日本小型船舶検査機構札幌支部
北海道札幌市豊平区美園三条五丁目一番十五号